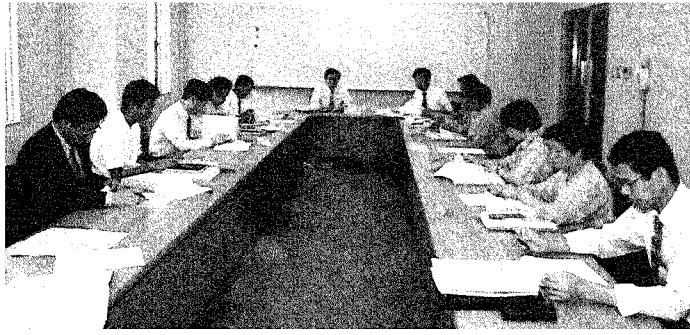




介護保険制度導入へ向け様々な取り組みを行っています。今回は「介護保険事業計画作成委員会」と「介護保険制度導入における事前調査」について、お知らせします。

## 介護保険事業計画 作成委員会について



介護保険事業計画作成委員会の様子

介護保険事業計画は、必要な介護サービスが受けられるよう、市町村ごとに介護保険の対象となるサービスの目標を定めるものです。この目標を定めるにあたり、幅広く意見を求めるために設置されたのが、介護保険事業計画作成委員会です。

委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募による被保険者や介護者によって構成されています。

昨年十二月より毎月一回の会議を行って、事業計画を検討しています。

初回から活発な意見があり、現行の福祉サービスがこれまで同様行われるのか、低所得者の保険料はどのように扱われるのか、また、要介護認定の審査が公平に行えるのかなど、数多くの議論がなされています。

## 介護保険制度導入における 事前調査について

現在、何らかの保健・福祉サービスを受けている方々は、介護保険がはじまったら、どのようにサービスを利用したらよいか不安に感じていることと思います。

このような方々に、介護保険制度を理解していただくとともに、要介護認定の申請から介護サービスの利用までがスムーズに行えるよう、下記のとおり事前調査を行っています。ご協力よろしくお願いいたします。

- ・調査対象者  
現在、保健・福祉サービスの利用者、要介護認定の申請見込者
- ・調査内容  
健康状態、介護サービスの利用状況、今後の利用意向など
- ・調査方法  
保健婦・看護婦などが、直接ご家庭を訪問し、お聞きします。
- ・調査期間  
六月から七月まで
- 問合せ先 市福祉事務所  
高齢者福祉担当



(仮称)都留市保健福祉センター外観

## 愛称名募集中

(仮称)都留市保健  
福祉センター

下谷地内に建設中の(仮称)都留市保健福祉センターは、本市の保健・福祉活動の中枢を担っていく施設です。この施設にふさわしい、ユニークな愛称名を募集しています。親しみがわき、わかりやすく、保健・福祉の多彩な活動をイメージできるような愛称名を付けてください。

**応募方法**  
施設愛称名、施設愛称名の説明、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、官製はがきで応募してください。

**応募の締切**  
7月末日

**応募・問合せ先**  
健康推進課  
介護保険・保健福祉センター担当

## 介護保険 Q&A

**Q** 要介護度によって、例えば、ホームヘルパー派遣一回当たりのサービス料金は違うのですか？

**A** 国が示す要介護度ごとの平均的サービスによって、要介護度ごとの支給限度額が決まります。訪問介護では、各サービスごとの料金が要介護度ごとに違うのではなく、要介護度ごとにサービスを受けられる回数が変わるということです。

**Q** 基準該当居宅サービスの事業者とはどのようなものですか？

**A** 指定事業者となるために、法人格を有していることや、一定の人員基準・設備を満たす必要があります。しかし、一部を満たしていないような在宅サービス事業者であっても、地域において要介護者などに対する介護サービスの提供事業を行っており、指定サービスと同じような水準のサービスが提供可能である場合、市町村が個別に判断して、地域の実情に即したサービス提供を可能にするということができます。具体的な要件は、国で定められます。